

日米合同委員会声明

日米地位協定に基づいて設置された日米合同委員会の枠組みの下、日米両政府は、長年にわたり、両国の懸案事項に取り組むため連携してきている。同盟協力の精神に基づき、日米両政府は、2025 年を通して、地域社会との調和的な関係を促進するため、日米地位協定上の地位を有する者の間の秩序及び規律を維持するための在日米軍による継続中の取組について、特に在日米軍施設・区域の外部における行動に焦点を当てて、継続的に議論してきた。

法律執行パトロールは、在日米軍のリバティー制度を含む、在日米軍施設・区域の外部における日米地位協定上の地位を有する者の間の秩序及び規律の維持を目的とした取組の一つである。合衆国軍隊の法律執行当局が在日米軍施設・区域の外部において単独パトロールを実施する場合、日米地位協定に従って、日本国の当局と連絡する。

2025 年 11 月 22 日の単独パトロールに際して、合衆国軍隊の法律執行当局の人員は、日米地位協定上の地位を有さない米国人を誤って拘束した。主に合衆国軍隊の重要な軍用財産の安全及び在日米軍施設・区域の安全に関して日米地位協定の枠組みで規定されている限定的な例外を除き、合衆国軍隊の法律執行当局が在日米軍施設・区域の外部において日米地位協定上の地位を有さない者を拘束することは認められていない。

本件事案を受けて、在日米軍司令官は、在日米軍施設・区域の外部における単独パトロールを直ちに一時停止するよう指示した。これらの単独パトロールは、これに従事する人員が、日米地位協定の下で許容される、在日米軍施設・区域の外部における合衆国軍隊の法律執行権限の限定的な範囲を徹底するために在日米軍が策定した追加的な統一研修を受講するまでの間、一時停止されている。

日本国政府は、本件事案について遺憾の意を表明するとともに、このような事案が再発することのないよう、在日米軍に対して再発防止策を実施するよう求めた。これに対し、在日米軍は、あらゆる必要な措置を講じることにより、このような事案の再発を防止することが重要であるとの認識を共有した。在日米軍は、追加的な統一研修が実施され次第、早ければ 2025 年 12 月末にも単独パトロールを再開する意向である。日米両政府は、地域社会との緊密な連携を通じて実施される単独及び共同パトロールの意義を認識しつつ、日米地位協定上の地位を有する者の前向きな行動を促すべく、引き続き連携していく。